

東都医保発第3144号
(地区第1773号)
令和4年2月8日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 黒瀬 巖
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応」における診療報酬請求について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年1月31日付東都医疾発第3070号(地区第1733号)「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について」において、感染急拡大に伴う東京都における対応が示され、その中で診断方法も変更されました。

これに伴って、確定診断時の診療報酬及び公費負担医療の請求方法等についても、下記のとおり一部変更となりますので報告いたします。

記

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について」通知文書

1 診断方法の変更等について

- (1) 重症化リスクが低いと考えられる方が発症し、受診前に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定される体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キット等での自主検査を実施した場合、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する自主検査の検査結果を持って確定診断を実施して差し支えない。

【診療報酬、公費負担医療の取扱い】

自主検査の検査結果が陽性であった患者が医療機関に受診する場合は、患者本人が陽性を確認していることや、医療機関も陽性者が外来受診する場合の対応と同程度の対応を実施すること等から、陽性者を外来で診療することと同様と認め、初・再診料から公費負担医療の対象となります。(同日中に陽性患者の発生届を提出すること)

◎ 算定可能な診療報酬《全て公費負担医療》

外来で確定診断した場合： 初・再診料、院内トリアージ実施料、救急医療管理加算 1(950点)、処方箋料等

電話等で確定診断した場合： 電話初診料(214点)、電話再診料、二類感染症患者入院診療加算(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱等)(250点)、処方箋料等

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う対応について」 通知文書

(3) 受診時に、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった旨の申し出があった場合、医師の判断により検査を行わなくても、臨床症状で診断を行うことが可能であること。届出の際は、疑似症患者として届け出ること。

【診療報酬、公費負担医療の取扱い】

外来や電話等での受診時に、患者の主訴が新型コロナウイルス感染症に起因する症状か、それ以外の疾病に起因する症状かは、医師が診察等を行った後でなければ確定診断できないため、確定診断より前に発生する初・再診料や電話初・再診料、院内トリアージ料等は公費負担医療の対象とはなりません。

ただし、陽性確定後に処方せんを発行する等の治療を行った場合は、公費負担医療の対象となります。この場合、同日に保健所に疑似症患者の発生を届け出なければなりません。

◎ 算定可能な診療報酬

< 外来で確定診断した場合 >

通常の保険医療： 初・再診料、院内トリアージ料 等

公費負担医療： 陽性確定後の治療(処方箋料等)、「救急医療管理加算 1」(950 点)等

< 電話等で確定診断した場合 >

通常の保険医療： 電話初診料(214 点)、電話再診料 等

公費負担医療： 陽性確定後の治療(処方箋料等)、二類感染症患者入院診療加算(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱等)(250 点) 等

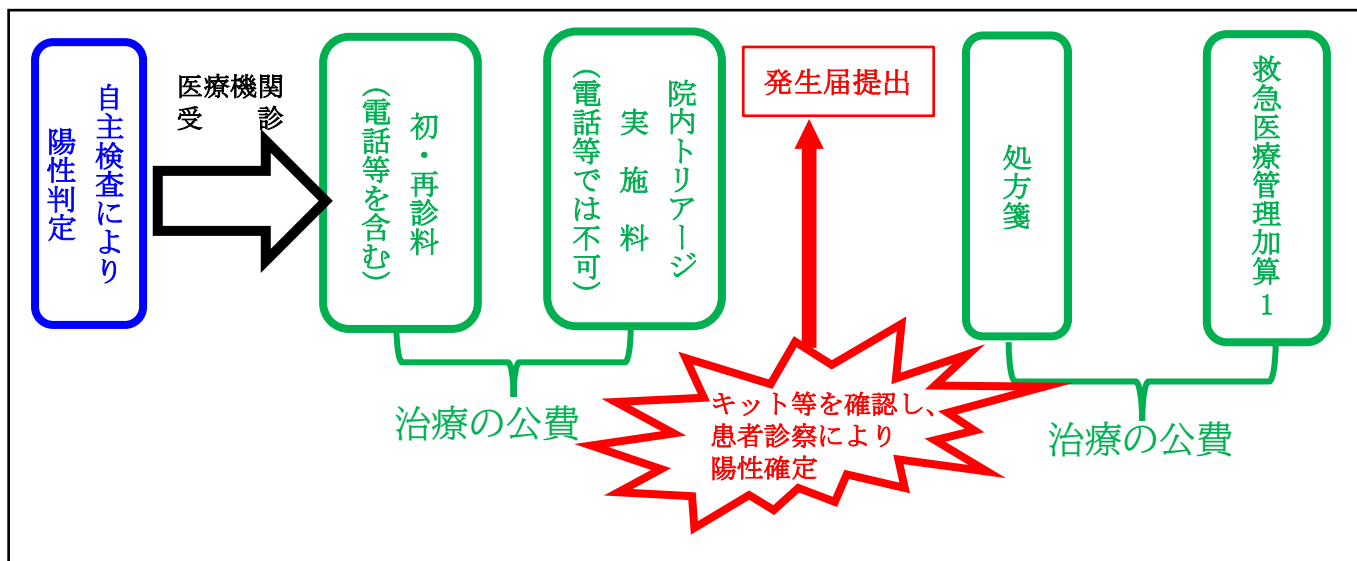
注 意

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」の一部改正において Q&A が通知され、Q6 において、「疑似症患者について、経口薬など治療薬を投与する場合や他疾患の可能性も相応に高く鑑別が必要な場合などにおいて、診断を確定するために検査を実施することは当然に必要となります。」とされております。

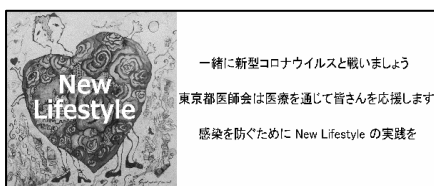
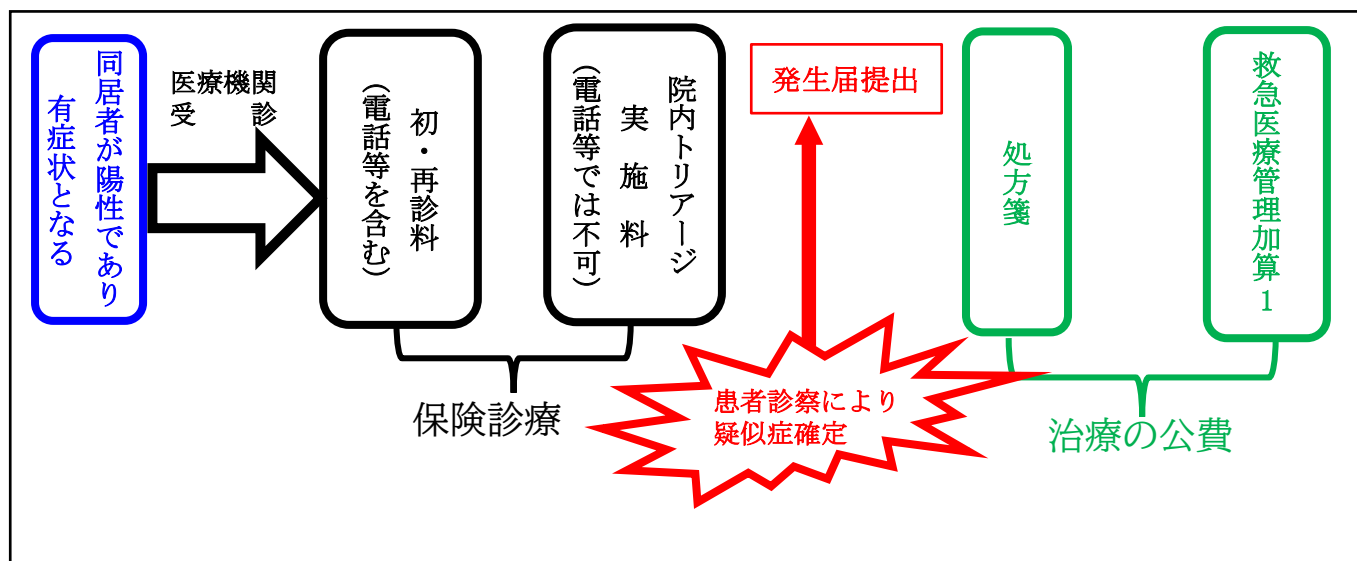
この場合、経口薬とは新型コロナウイルス感染症の治療薬(ラゲブリオ等)だけでなく、対処療法の薬剤を処方する場合も、患者の治療中の疾患、既往歴、状況等を医師が総合的に検査を実施することが必要と判断した場合も同様の取扱いとなりますが、東京都では対処療法の薬剤を処方する場合には基本的に検査は不要です。

<<公費区分の図解説明>>

(1)の場合の公費区分



(3)の公費区分



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8838(直) FAX : 03-3292-7097
■新型コロナ感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>